



須賀川労働基準協会 通信

令和7年 1月号

協会のHPもご覧ください



新年おめでとうございます。会員のみなさまには昨年一年間、大変お世話になりました。本年もよろしくお願いたします。年が明けて、1月を迎えると、年末に比べて日照時間も長くなり、気分の上でも前向きになれます。年度を締めるまでにはまだ3カ月間ありますが、この前向きな気持ちを持続して残り3カ月の事業を遂行してまいります。引き続き、みなさまのご協力をお願いいたします。

【12月の活動・実施した講習会】

【労務研修会の報告】 第一部

毎年、「労務研修会」と「労災研修会」を年度後半に開催しております。年度前半の安全週間・衛生週間説明会と合わせて年間に4回の研修会を実施しています。いずれの研修会も会員事業場にとって役立つ内容で、各社の「安全衛生活動」及び「労務労災管理」に直結する研修になっています。

今回の『労務研修会』では第一部として監督署の小林課長から「労働関係法」における事業場としての間違いや、質問や問い合わせの多い事項を取り上げ説明を受けました。一般的な法令の説明ではなく、『間違いやすい』『守られていない』という項目の説明は実務的に参考になる内容でした。

紙面の関係ですべてを掲載することはできませんが、ポイントを抽出いたします。なお、資料全体を当協会のホームページに掲載いたしますのでご確認ください。

<労働関係法で「間違い」や「問い合わせ」の多い事項>

1. 雇用契約書の記載関係

令和6年4月1日から労働条件通知書に『就業場所』『業務内容の変更の有無』について明示することが求められ、働く場所の変更や仕事の内容に変化があり得る場合を想定した労働条件通知書にしなければなりません。



<小林課長の説明>

2. 「割増し賃金」の適切な管理

割増賃金の管理は各社の勤務体系の違いによって、多種・多様な状況があり判断が難しい。基本を確認し、下記項目だけでなく適正な管理が求められる。

- (1) 割増率の基本25%、休日労働35%、月60時間を超えた時間は50%
- (2) 残業時間の制限管理 月100時間(複数で平均月80時間以下)年間720時間 月で45時間を超えることができるのは6ヵ月のみ
- (3) 拘束時間と非拘束時間の管理が曖昧
- (4) 変形労働時間制での時間外扱い管理が曖昧
- (5) 勤務時間の管理は タイムカード・PC など客観的な管理をすることが望ましい。

3. 定期健康診断の管理

異常所見ありと診断された場合、医師の意見を聞くことが必要であるが、守られない例がある。

4. 年次有給休暇の取得

働き方改革と連動して、年間5日の有休取得をさせなければならない。守られていない例もあり、取得する社員と会社全体の計画をすり合わせ、実施することが望ましい。

【労務研修会の報告】 第二部

労務研修会の第二部は「福島働き方改革支援センターの泉川茂さんから「働き方改革は進んでいますか」という表題で、働き方改革の基本と、「育児・介護休業法の改正点」について、説明をしていただきました。

ポイント1 : 「働き方改革の基本的考え方」

働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようにする「ワーク・ライフバランス」が求められ、「残業時間」の制限や「有給休暇の年間5日の取得」などの改革が行われています。

ポイント2 : 「令和7年4月からの新たな法改正」

- ①子供の看護休暇(小学校入学前 → 小学校3年まで可能) ②残業免除(3歳未満 → 小学校入学前)
- ③テレワークの導入に関して努力する ④勤続6ヵ月未満でも介護休暇取得可能

【教育講習の報告】

<アーク溶接講習>

年末の12月は少々あわただしいこともあり、教育・講習の計画が少なく、実施した講習は「アーク溶接講習」だけでした。

アーク溶接は建設・土木だけでなく、工場でも広く活用されている技術です。反面、電気を使用し火花が飛び、爆発の危険性やヒュームを発生させることから、健康面でも有害性があり、アーク溶接の作業をするためには、作業環境面の条件整備や保護具の使用等、安全に仕事を遂行するための知識・技能が求められます。

そのための講習として「アーク溶接講習」を開催しております。

なお、実技は各社で10時間の経験ありの証明書が必要です。



【福島県最低賃金 業種別 情報】

福島県の最低賃金は10月5日から適用され、業種別最低賃金は業種により適用開始時期が異なります。

- 1. 地域別最低賃金 955円 10月5日より
- 2. 特定最低賃金(業種別)
 - ① 自動車小売業 1,020円 12月29日より
 - ② 非鉄金属製造業 996円 1月4日より
 - ③ 輸送機械器具製造業 1,005円 12月21日より
 - ④ 計量器・時計・眼鏡製造業 955円 10月5日より
 - ⑤ 電子・電気・情報器具製造業 955円 10月5日より

(電子・電気・情報製造業は令和6年改正されず、県最賃) 最低賃金についての問い合わせ先、ご相談先 福島労働局 賃金室 (024-536-4604) 須賀川労働基準監督署 (0248-75-3519)

福島県最低賃金
 特定最低賃金 **955円**
 時間額 令和6年10月5日発効
 須賀川労働局

【須賀川署管内の労働災害件数 情報】

右の表は須賀川労働基準監督署から毎月いただいている「須賀川署管内の労働災害状況」から主要産業分を表示したものです。

詳細はホームページからご覧いただくとして、ここでは令和6年の状況から重要なポイントを抽出してお知らせいたします。

- ① **死亡労災件数 0件** (令和5年4件、4年1件、3年0件)
- ② **死傷事故件数 141件** (令和5年126件、令和4年120件)
- ③ 製造業・建設業で災害件数が減少している
- ④ 運輸交通・第三次産業は災害件数が増加している。

上記の③、④は昨年とは全く逆の状況でした。一朝一夕に改善はできないことをデータが示していると感じます。

4日以上休業災害は増加していますが、昨年4件だった死亡事故がゼロであります。今後も継続していかねばなりません。

令和6年 労働災害発生状況 (1月~11月 速報値)					
業種別	令和6年		令和5年		対前年比 増減率
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	
全産業計	0	141	4	126	15 11.9%
製造業小計	0	35	0	44	-9 -20.5%
食料品製造業	0	5	0	5	0 0.0%
化学工業	0	5	0	6	-1 -16.7%
薬業・土石製品製造業	0	6	0	2	4 200.0%
鉄鋼業	0	2	0	3	-1 -33.3%
金属製品製造業	0	8	0	7	1 14.3%
一般機械器具製造業	0	2	0	3	-1 -33.3%
その他の製造業	0	7	0	18	-1 -81.1%
建設業小計	0	13	1	21	-8 -38.1%
土木工事業	0	4	0	5	-1 -20.0%
建築工事業	0	5	0	9	-4 -44.4%
その他の建設業	0	4	1	7	-3 -42.9%
運輸交通業小計	0	23	2	12	11 81.7%
第三次産業計	0	59	1	43	18 37.2%
商業	0	19	0	13	6 46.2%
保健衛生業	0	18	0	11	7 63.6%
接客娯楽・飲食	0	8	0	7	-1 -14.3%
その他の事業	0	18	0	12	3 33.3%

【「教育講習機関」として監査を受けました】

「技能講習」(玉掛・床上操作式クレーン・ガス溶接など)を実施している教育・講習機関として3年に一度福島労働局の監査を受けています。令和6年は監査の年にあたり12月9日に労働局の監査を受けました。監査では「講習の計画・案内・実施までの全体管理」「実技講習の場所は適正か」「修了試験の実施状況」「担当する講師の条件」「修了書の発行管理」「教育講習全体の記録」等々の監査を受けました。監査結果は改善を求める指摘事項もなく、適正に実施しているとの判断をいただき、無事終了いたしました。

【今後の教育講習の予定】

詳細は案内書及びHPでご確認ください

- 1月25日・26日 ガス溶接技能講習
- 2月14日 リスクアセスメント基礎講習
- 2月26日・27日 職長教育(製造系)
- 3月13日・14日・16日 玉掛技能講習